

令和4年度 兵庫支部事業計画（案）

主要事項〈抜粋〉

目次

・令和4年度 兵庫支部事業計画KPI P.3

【基盤的保険者機能 関係】

・業務グループ P.4～P.5

・レセプトグループ P.6～P.7

【戦略的保険者機能 関係】

・保健グループ P.8～P.10

・企画グループ P.11～P.14

【組織・運営体制 関係】

・総務グループ P.15

令和4年度 兵庫支部事業計画 KPI

(1) 基盤的保険者機能関係		令和4年度KPI設定値	担当G	R3.KPI	実施状況	集計時期
①サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100% とする	業務	100%	100%	R3.11	
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.0% 以上とする		95.0%	95.5%	R3.11	
②効果的なレセプト点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について 対前年度 以上とする	レセプト	0.354%	0.371%	R3.9	
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度 以上とする。		5,251円	6,288円	R3.9	
③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について 対前年度 以下とする	業務	1.08%	0.95%	R3.11	
④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度 以上とする	レセプト	91.12%	85.78%	R3.10	
	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度 以上とする		62.14%	47.52%	R3.11	
⑤被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4% 以上とする	業務	92.70%	-	-	
(2) 戦略的保険者機能関係		令和4年度KPI設定値	担当G	R3.KPI	実施状況	集計時期
⑥特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を 62.0% 以上とする	保健	59.0%	34.1%	R3.10	
	② 事業者健診データ取得率を 9.0% 以上とする		8.0%	2.5%	R3.10	
	③ 被扶養者の特定健診受診率を 29.0% 以上とする		28.3%	12.9%	R3.10	
⑦特定保健指導の実施率の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を 31.7% 以上とする	R3.10	① 25.3%	① 8.4%		
	②被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.0% 以上とする		② 8.0%	② 3.6%		
⑧重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4% 以上とする		11.8%	-		
⑨コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 1,350事業所 以上とする。		1,200	1,089	R3.11	
⑩広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 45.0% 以上とする		39.5%	41.4%	R3.11	
⑪ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で 80.0% 以上とする。	企画	80.0%	79.4%	R3.8	
⑫地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 i) 意見発信のための体制の確保 ii) 医療費データ等の分析 iii) 外部への意見発信や情報提供	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。				0	R3.11
(3) 組織・運営体制関係		令和4年度KPI設定値	担当G	R3.KPI	実施状況	集計時期
⑬費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20% 以下とする	総務	20%以下	0%	R3.11	

令和4年度 業務グループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

■サービス水準の向上

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守する。

【サービススタンダードの対象申請】

・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料（費）

- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。

■令和4年度KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を**100%**とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を**96.0%以上**とする
- ③ 被扶養者資格再確認業務の状況リスト提出率を**93.4%以上**とする。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

■現金給付等の申請に係る郵送化率の向上

- 「限度額セット」（申請書・制度案内・封筒が一体となったセット）を作製し、医療機関や社労士等に配布。
- 「任意継続セット」を大規模事業所、国保窓口、健康保険委員等に配布し申請書を入手し易い環境を整える。
- 広報誌や研修会において、HPの申請書作成支援ツールの活用や申請書等の郵送化に係る周知・広報を引き続き実施する。

■お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上

- 令和3年度お客様満足度調査結果をもとに以下の取組みを行い、お客様満足度の向上を図る。
優先的改善すべき点：電話対応 ⇒ ①適切なスピードや発音 ②相手の話を遮らずに聴く姿勢 ③用件の復唱
（電話）前年度のお客様満足度調査結果に対応した電話応研修を行う。（第3四半期）
電話等対応FAQを活用する。（通年）
（窓口）前年度のお客様満足度調査結果に対応した窓口接遇・電話応研修を行う。（第3四半期）

■左記に至る背景・事業の現状等

■サービススタンダード達成率（※）（令和2年度）

※現金給付における申請受付から10営業日以内の支給割合
100%（兵庫支部） > **99.52%**（全国平均）
> 10営業日以内にすべて支給

給付種別	傷病手当金	出産手当金	出産育児一時金	埋葬料
平均所要日数	7.99日	7.75日	7.59日	7.55日

■現金給付等の申請に係る郵送化率（令和3年度上半期）

95.5%（兵庫支部） > **95.3%**（全国平均）
> 前年同期比1.8%上昇。令和3年2月末をもって年金事務所内に設置している相談窓口をすべて閉鎖したことを踏まえ、令和4年度におけるKPIを設定

■お客様満足度調査（令和2年度）の結果 ※3年度は現時点において未実施

総合満足度（窓口）**98.7%**（兵庫支部） > **98.3%**（全国平均）
（架電）**68.0%**（兵庫支部） > **64.8%**（全国平均）
> 窓口・架電とも全国平均を上回っている状況

■被扶養者資格再確認業務の状況リスト提出率（令和2年度）

89.3%（兵庫支部） < **91.3%**（全国平均）
> 全国平均を2%下回っていることから、令和4年2月以降に状況リスト未提出の事業所に対して架電による督促を実施する予定。

令和4年度 業務グループ事業計画（案）

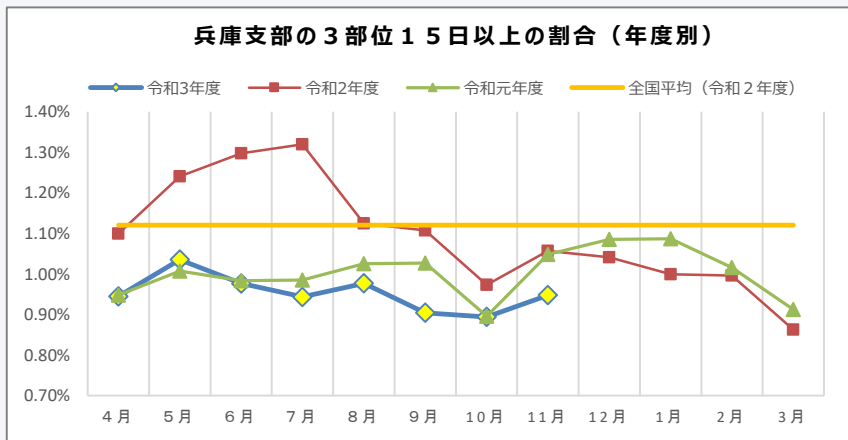
■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 柔道整復施術療養費の適正化の推進

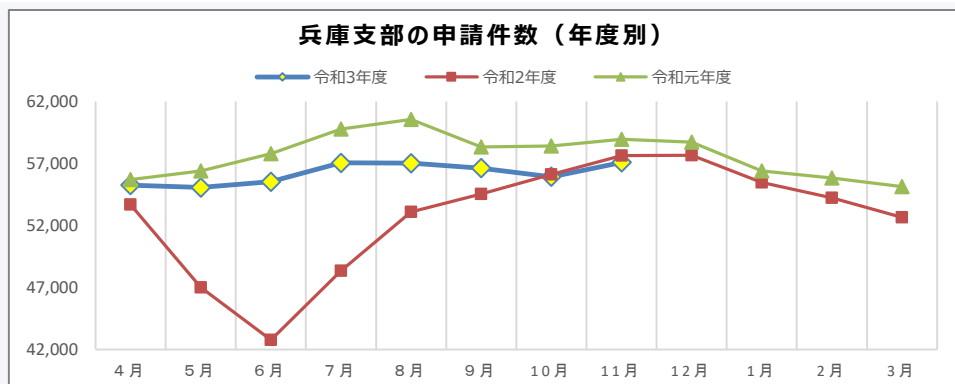
柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位転がし」と呼ばれる過剰な施術について、施術所に対する文書指導や加入者に対する文書照会を強化する。

■ 令和4年度KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、**施術箇所3部位以上、かつ月15日以上**の施術の申請の割合について**対前年度以下**とする。



■ 左記に至る背景・事業の現状等



■ 柔整療養費の申請状況

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により申請件数が大幅に減少（特に6月申請分）したが、令和3年度はその影響もなくなり令和元年度の水準に戻りつつある。

■ 令和3年度の支部の取り組み

- ①長期・濃厚施術の傾向が強い施術者に対する文書指導の実施
- ②面接確認の実施
- ③加入者（長期頻回受療者）に対する文書照会
- ④柔整審査会での内容審査の強化

■ 令和3年度KPI達成状況（※令和3年KPIは1.08%以下）

0.95%（R3.11月時点）

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ 長期・濃厚傾向が強い施術者に対する文書指導、面接確認の実施（令和3年度から継続）

・月30件以上の申請があり、平均請求額が高額かつ3部位以上の割合が高い、または頻回の割合が高い申請傾向の強い施術者を対象に兵庫支部スキーム（※1）に則り指導文書を送付し（STEP1）、申請傾向に改善が見られない施術所に対しては、面接確認を実施し（STEP3）必要に応じ厚生局への情報提供等、柔整療養費の適正化につなげる。

※兵庫支部スキーム 改善依頼書（STEP1）⇒ 改善依頼報告（STEP2）⇒ 面接確認（STEP3）⇒ 厚生局への情報提供（必要に応じて）

■ 加入者（長期・頻回受療者）に対する文書照会

・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月10日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰な受療について、加入者に対する文書照会を行う。また、毎月実施する文書照会や令和3年度に実施する多部位・頻回（3部位10日以上）となっている受療者に対する啓発通知の回答で疑義が生じたものについては、施術者に対し施術録等の提出を求めるなど、柔整療養費の適正化につなげる。

令和4年度 レセプトグループ事業計画 (案)

■事業計画 <取組内容・目標>

■効果的なレセプト点検の推進

- ・医療費の適正化を図るために、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施する。

【資格点検】

- ・オンライン資格確認による点検を活用したうえで、医療機関照会など、資格点検結果の確認を徹底し、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。

【外傷点検】

- ・負傷原因照会など、外傷点検結果の確認を徹底する。また、損害賠償金請求について、加害者や損保会社に対し早期の折衝を実施する。

【内容点検】

- ・効果的なレセプト内容点検を実施するため、社会保険診療報酬支払基金と連携して効果額の向上を図るとともに、点検員のスキルアップにより、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を実施する。

■令和4年度KPI

- ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について**対前年度以上**とする。

(※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

■効果的なレセプト点検の推進

【資格点検】

- ・オンライン資格確認、レセプト振替・分割サービスの導入により、資格喪失後受診及び返納金の削減が見込まれるため、その効果を最大限活用した効率的な点検を実施する。

【外傷点検】

- ・求償案件の進捗管理を徹底し、効率的な求償事務を行い、求償件数の拡大を図ることにより、効果額向上に結びつけていく。
- ・労災の疑義がある案件は、本人・事業所へ照会し、適正な返納・過誤返戻を継続して行う。

■左記に至る背景・事業の現状等

■令和3年度 KPI

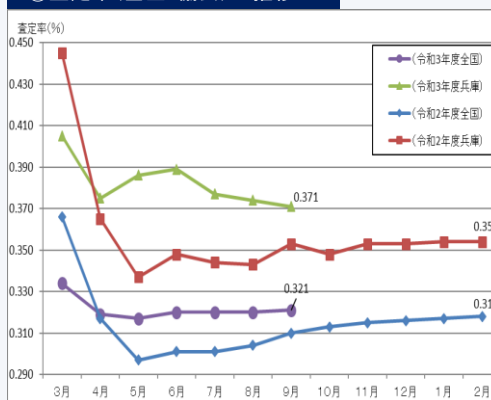
- ①レセプト点検の査定率 **0.354%以上**

■兵庫支部9月現在 0.371% ■全国平均9月現在 0.321%

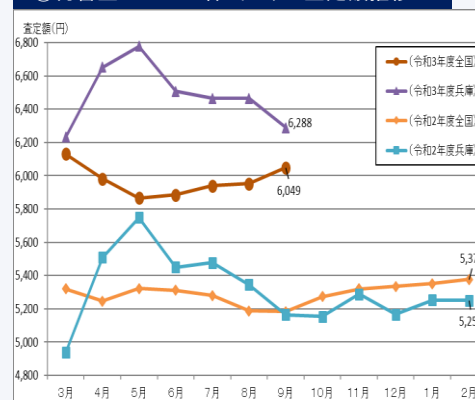
- ②再審査レセプト1件当たりの査定額 **5,251円以上**

■兵庫支部9月現在 6,288円 ■全国平均9月現在 6,049円

①査定率(基金+協会)の推移



②再審査レセプト1件当たりの査定額推移



【内容点検】

- ・システムを活用し、点検員の得意・不得意分野を洗い出し、具体的に点検員に展開する等、効率的な点検を行う。
- ・各点検員の再審査レセプト1件当たりの査定額の推移を分析し、高点数レセプト中心の審査への移行を強化する。
- ・指導点検員による後追い点検や質問会(勉強会)で手法の展開、査定事例の共有等を行い、新人点検員を中心として、点検員のスキルアップを図る。

令和4年度 レセプトグループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

（1）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

保険証回収強化のため、日本年金機構との連携を強化し、資格喪失処理後早期に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対しても、事業所データ等を活用した文書・訪問により保険証の早期返却依頼と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

（2）債権管理回収業務の推進

債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取組むと共に、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施など、効果的な回収方法を活用し、返納金債権の回収率の向上を図る。

■令和4年度KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする。
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

■返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

- ・本人への催告にとどまらず、事業所への催告も実施し、回収強化を図る。
- ・保険証回収率の低い事業所、電子申請の利用事業所に対し、資格喪失届への保険証添付（同時回収）の徹底を周知する。
- ・保険証回収率の向上にかかる円滑な事務処理の実施のため、日本年金機構との連携強化する。

■債権管理回収業務の推進

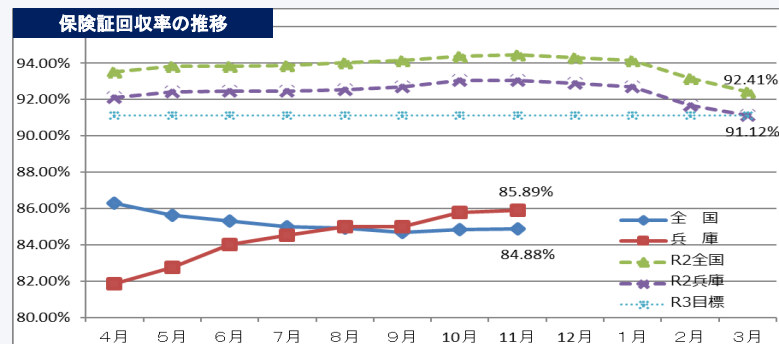
- ・早期催告を確実に実施し、交渉が長期化しないよう早期解決を図り、回収率の向上に努める。

■左記に至る背景・事業の現状等

■令和3年度 KPI

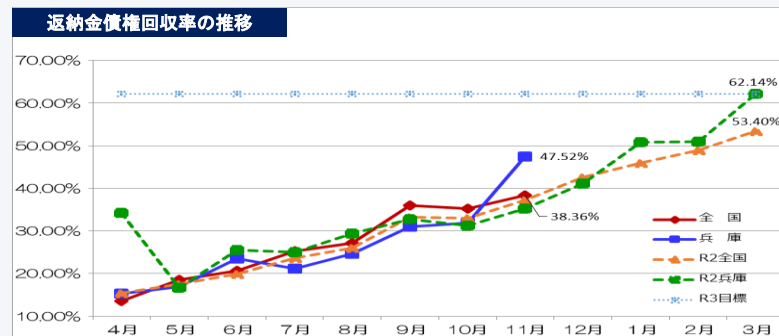
①保険証回収率 91.12%以上

■兵庫支部11月現在 85.89% ■全国平均11月現在 84.88%



②返納金債権回収率 62.14%以上

■兵庫支部11月現在 47.52% ■全国平均11月現在 38.36%



- ・高額債権については、保険者間調整を活用して早期解決を図り、安易な分割承認も防止して、債権の長期化を抑止する。
- ・勤務先催告や法的手続きなど、効果的な回収方法を活用し、回収率の向上に努める。
- ・日本年金機構への住所情報、勤務先、銀行口座等に係る情報提供依頼を行い、不良債権の解消を図る。

令和4年度 保健グループ事業計画（案）

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

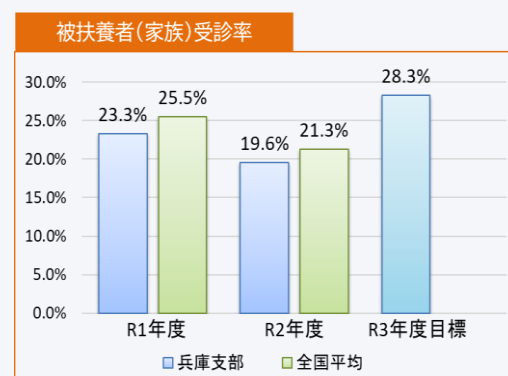
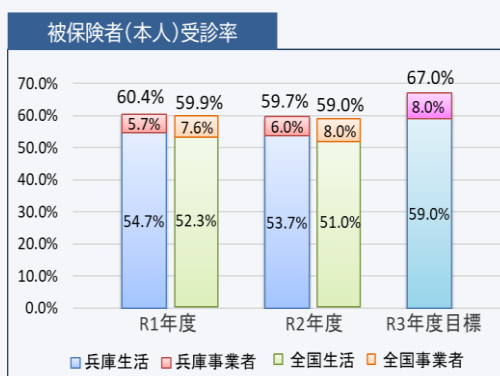
■ 令和4年度KPI

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：590,090人）
 - ①生活習慣病予防健診 実施率**62.0%以上**
（実施見込者数：365,737人）
 - ②事業者健診データ 取得率**9.0%以上**
（取得見込者数：53,109人）
- 被扶養者（40歳以上）（実施対象者数：172,126人）
 - ③特定健康診査 実施率**29.0%以上**
（実施見込者数：49,917人）

※第3期特定健康診査等実施計画において、平成30年度～令和5年度の実施期間に、毎年度、健診実施者数を一定数以上着実に増加させることにより、令和5年度に全国で特定健康診査実施率65%を達成する目標を設定しています。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 健診実施率



令和3年10月末実施状況

- ①生活習慣病予防健診・・・210,026人（34.1%）達成まであと153,324人
- ②事業者健診データ・・・15,422人（2.5%）達成まであと33,846人
- ③被扶養者特定健診・・・22,313人（12.9%）達成まであと26,732人

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ 生活習慣病予防健診

- ・実施機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、新規委託機関の増加を図る。
- ・受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。
- ・新規適用事業所への案内、未利用事業所の個人宛案内等、受診勧奨を効果的・効率的に実施する。

■ 事業者健診データ取得

- ・勧奨業務を外部委託にて効果的・効率的に実施する。
- ・事業者健診データ提供にかかる事業主からの同意書の取得を前年度以上に拡大する。

■ 被扶養者の特定健康診査

- ・商業施設やホテルにおける無料集団健診の実施日程拡大を図る。
- ・受診券を活用したミニドック健診を実施する。
- ・集団健診のWEB申し込みを新設する。
- ・レセプトデータを活用し、特定健診未受診者への勧奨を行う。

令和4年度 保健グループ事業計画（案）

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 特定保健指導の実施率の向上

■ 令和4年度KPI

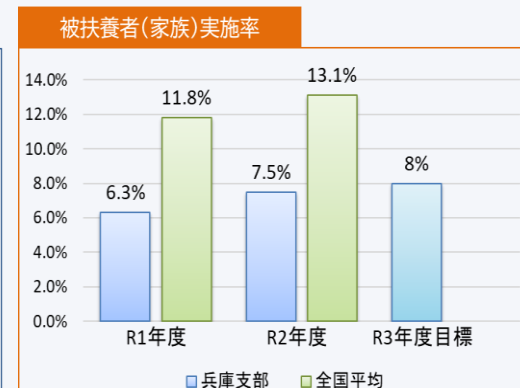
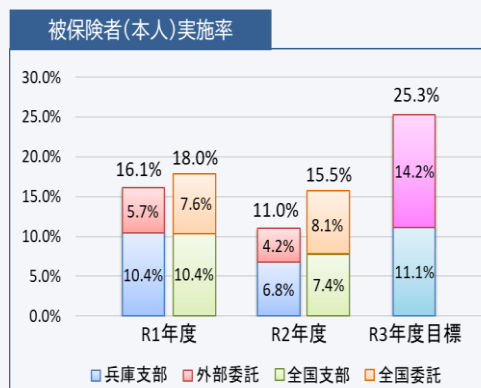
○被保険者（特定保健指導対象者数：85,864人）
特定保健指導実施率 **31.7%以上**
（実施見込者数：27,245人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：4,693人）
特定保健指導実施率 **8.0%以上**
（実施見込者数：376人）

※第3期特定健康診査等実施計画において、平成30年度～令和5年度の実施期間に、毎年度、保健指導実施者数を前年度増加数以上着実に増加させることにより、令和5年度に全国で特定保健指導実施率35%を達成する目標を設定しています。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 保健指導実施率



令和3年10月末実施状況

- 被保険者・・・7,022人（8.4%）達成まであと14,066人
- 被扶養者・・・151人（3.6%）達成まであと188人
- ・健康づくり推進協議会での実施率向上に向けた協議（10月、11月）
- （構成員：学識経験者・社会保険労務士・事業主・被保険者・健診機関）

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ 被保険者

- ・情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- ・支部窓口での特定保健指導を通年で実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。
- ・大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた訪問勧奨を実施する。
- ・生活習慣病予防健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施件数を拡大する。
- ・外部委託を活用し、県外在住者等、支部保健師が対応できない特定保健指導対象者に対し、保健指導を着実に実施する。
- ・支部保健師と委託先保健師との合同研修・意見交換会を実施することにより、保健指導者のスキルアップを図る。
- ・特定保健指導に該当間近な方に対し、健診前に警鐘を鳴らす通知を送付し、対象者の減少につなげる。

■ 被扶養者

- ・集団健診当日における初回面談実施を推進する。
- ・情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- ・市町が実施する健診結果説明会実施時の活用など、市町と連携し、保健指導の利用機会の拡大を図る。

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 重症化予防対策の推進

■ 令和4年度K P I

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を **12.4%以上**とする。

（1）未治療者に対する受診勧奨の実施

- 【支部】ゼロ次勧奨 → 健診受診から3か月後に実施
- 【本部】一次勧奨 → 健診受診から6か月後に実施
- 【支部】二次勧奨 → 一次の後、受診が確認できない者に実施

	収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c
ゼロ次、一次勧奨	160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上
二次勧奨	180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.4%以上

（2）糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- 糖尿病治療中断者への受診勧奨を行う。
- 令和3年度に引き続き、これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ 未治療者に対する受診勧奨の実施

- 健診受診後早期の受診勧奨業務

本部からの一次勧奨よりも早期に、健診受診者の血圧または血糖値が要精検、要治療と判定された者を支部にて抽出し、健診受診後早期に受診勧奨を実施する。

- ① 生活習慣病予防健診実施機関へ委託する
- ② ①で実施する健診機関を除き、支部でゼロ次勧奨を継続して実施する

■ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症治療中断者に対し受診勧奨を実施する。
- ・令和3年度に引き続き、これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合

勧奨時期	健診年度	一次勧奨 発送数	うち、 二次勧奨 対象者数	一次勧奨後 3か月以内 受診者数 (率)	一次勧奨後 6か月以内 受診者数 (率)
				H30.10 ～R1.9	平成30年度 健診受診者
R1.10 ～R2.9	令和元年度 健診受診者	14,415人	3,545人	1,361人 (9.4%)	2,201人 (15.3%)
R2.10 ～R3.3	令和2年度 健診受診者 (4～9月)	6,499人	1,647人	801人 (12.3%)	-

■ 支部独自のゼロ次勧奨の効果（R2年11月、12月の健診受診者を分析）

健診受診から6か月以内での医療機関受診率を分析した結果、11月受診分（勧奨なし）は18.0%、12月受診分（勧奨あり）は26.1%であった。
また、各月の受診率も分析したところ、11月受診分は月を重ねるごとに受診率が低下したが、12月受診分ではゼロ次勧奨送付翌月に受診率が向上した。

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ コラボヘルスの推進 (事業所と保険者の連携)

《主な取組内容》

1. 事業所健康診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る
2. 各自治体との健康増進事業の協働実施
3. 全職員による事業所訪問の継続実施
4. 宣言事業所へのフォローアップの強化、健康講座の提供
5. 健康経営セミナーの開催
6. 喫煙者に対する効果的な禁煙啓発の実施
7. 事業所担当者向けのメンタルヘルスセミナーの開催

■ 令和4年度 K P I

健康宣言事業所数を **1,350事業所以上** とする。

※ 健康宣言事業

- ・事業所が従業員の健康づくりを積極的に推進することを社内外に宣言すること。
- ・事業所の医療費や健診結果 (事業所健康診断カルテ) 等により事業所の健康課題を抽出し、目標の決定から健康づくりの実施までを兵庫支部がサポート。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 社会的背景

・健康経営の普及

従業員の健康維持・増進に積極的に取り組むことが、企業の生産性や価値を向上させるという考えのもと、健康管理を経営的な視点で捉える企業が増加。

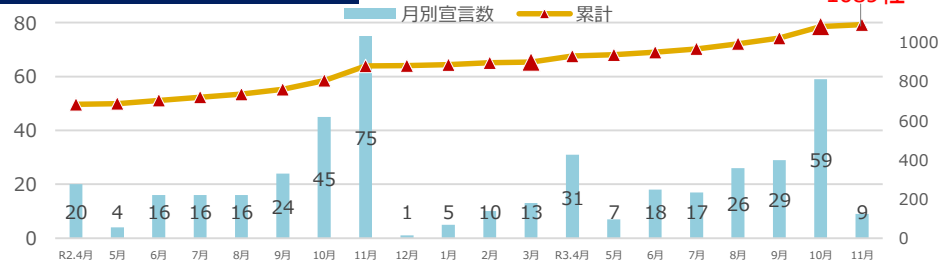
・健康経営優良法人認定制度 (経済産業省)

健康経営に取り組む法人を社会的に「評価・見える化」するための表彰制度 (H28創設)。中小規模法人部門では、全国で7,928法人が認定 (優良法人2021) された。

・健康宣言と優良法人認定制度

中小規模法人部門の優良法人の認定を受けるには、**保険者が実施する「健康宣言」事業に参加することが必須**。優良法人2021認定の際、兵庫支部の健康宣言事業所の**45.9%が優良法人を取得**。(全国でもトップクラス)

兵庫支部の宣言事業所の推移



■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ わが社の健康宣言事業の拡大と質の向上

事業所健康診断カルテ等を活用し、事業所の健康課題の見える化を図り、文書による案内や全職員による事業所訪問等により、県内事業所または、宣言事業所に積極的に情報提供を実施する。また、宣言事業所へのフォローアップシートにより事業所のニーズを把握し、外部委託による健康講座の提供やメルマガ等により健康情報の提供を行い、事業所におけるヘルスリテラシーの向上を図る。

■ 各種セミナーの開催

・健康経営セミナー (兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード表彰式)

兵庫県との共同開催により実施。健康経営セミナーの冒頭には兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワードを実施し、セミナーでは外部講師による健康経営の講演を行い、普及啓発を図る。

・健康経営優良法人セミナー

経済団体等と協同し、健康経営優良法人2023の取得を目指したセミナーを県内数会場で開催する。

・メンタルヘルスセミナー

昨年度に引き続き、外部委託による事業所担当者向けにメンタルヘルスセミナーを開催する。

■ 喫煙者に対する禁煙啓発

喫煙率の高い事業所にリーフレット等による禁煙啓発を引き続き実施し、喫煙率の低下を図る。

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

《主な取組内容》

1. 支部広報計画に基づいた効果的な広報の実施
2. メールマガジンの登録者数の拡大
3. ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等、広報ツールの充実・活用
4. 動画配信や位置情報を活用した広報の実施
5. 関係団体と連携した共同広報の実施
6. 健康保険委員の委嘱拡大・研修会の開催

■ 令和4年度KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **45.0% 以上** とする。

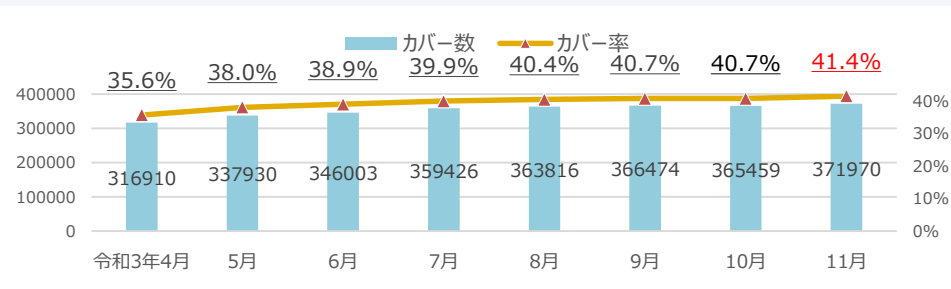
※ KPI 設定値 (カバー率) の計算方法

令和3年11月末日時点 (兵庫支部)

- ①健康保険委員 → 4,750人
 - ②健康保険委員を委嘱している事業所の被保険者の総数 → 371,970人
 - ③被保険者数 → 898,299人
- **カバー率 (②÷③) = 41.4%**

■ 左記に至る背景・事業の現状等

《健康保険委員委嘱者数の推移》 令和3年度KPI 39.5%



【広報の推進】

本部において、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」及び「④健康づくり」を主な広報テーマとした全支部共通の広報資料を作成、年度内に完成予定。また、令和4年度には動画の公開を予定。

- ・納入告知書同封チラシ (月1回)
- ・健康保険委員向け広報誌 (2か月に1回)
- ・メールマガジンの配信 (月1回)
- ・協会けんぽホームページによる情報発信 (随時)

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ 広報の推進

兵庫支部の広報計画に基づき、各種広報ツールを活用し加入者および事業所への広報を適切な時期に確実に実施する。また、月次の広報会議で各グループの旬のトピックス等、意見の集約を行い広報の充実を図る。

令和3年度に引き続き、デザイナーと年間契約をすることで、統一したデザインの作成を効率的に行い加入者への訴求力向上を図る。また、本部作成の広報資料 (パンフレット、動画) の活用方法を検討し、健康保険事業の周知に努める。

■ 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

令和3年度から引き続き、計画的な委嘱勧奨を実施する。また、大規模事業所には訪問による委嘱勧奨をあわせて行い委嘱拡大を図る。さらに、委嘱拡大と並行し健康保険委員の活動の活性化を図るため、広報ツール (協会けんぽのしおり、ポスター、制度周知卓上カレンダー等) の提供やオンライン等による研修会を開催する。

■ 事業計画 <取組内容・目標>

■ ジェネリック医薬品の使用促進

《主な取組内容》

1. 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知 (年2回)
2. ジェネリックカルテやデータブックで取り組むべき課題を把握
3. 見える化ツールを活用し、医療機関・薬局への訪問等、個別の働きかけを強化
4. 県内調剤薬局等への「医薬品実績リスト」の提供

■ 令和4年度 K P I

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合 (医科・DPC・調剤・歯科) を **80.0%以上** とする。

■ 医療費適正化対策

《主な取組内容》

1. お薬手帳未利用者への利用勧奨
2. 上手な医療のかかり方の普及・啓発

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ 加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、加入者に対する軽減額通知事業 (本部で年2回実施) を実施し、軽減額通知送付時や新規加入時に希望シールを配布。ジェネリック医薬品に関する広報物は薬局等を通じて配布する等、加入者に対する広報を実施する。

■ ジェネリック医薬品の使用促進ツールを活用したアプローチ

協会けんぽ本部より提供される使用促進ツールを使用し、支部の弱みを把握する。また「見える化ツール (ジェネリック医薬品に関するお知らせ)」を活用し、県内の保険薬局・医療機関への訪問を行う等、個別機関に対しピンポイントの働きかけを実施する。

■ お薬手帳促進通知による医療費適正化対策

複数の医療機関に受診し、お薬手帳の持参率の低い加入者に対し、お薬手帳の活用を促す通知書を送付し、お薬手帳の持参やかかりつけ医・薬局をもつことを啓発する。

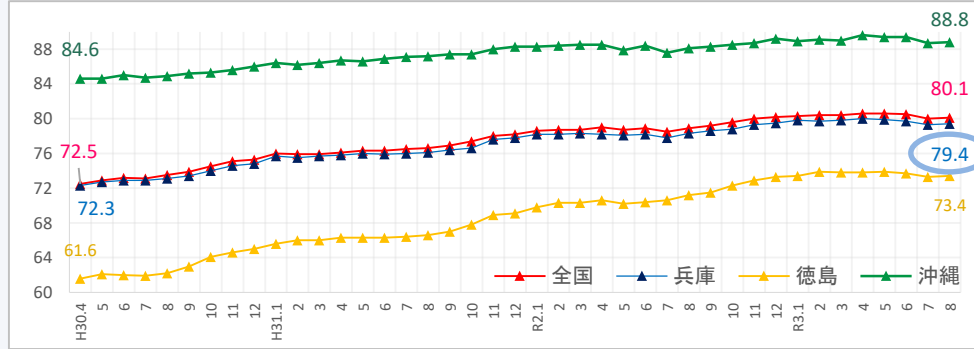
■ Web等広告を活用した医療費適正化に係る広告業務

加入者の医療のかかり方 (安易な時間外受診の抑制等) についての意識向上を図ること目的に、ターゲットを絞った上で広く加入者に広報できるバナー広告やYouTubeインストリーム広告、医療機関設置のディスプレイを活用したデジタルサイネージ広告を実施し、加入者の行動変容を促す。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 令和3年度 K P I 80.0% 【達成状況】 79.4% (R3.8月分)

《ジェネリック医薬品の使用状況 全国・兵庫・徳島・沖縄の比較》



・ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の安全性に関する一連の事案の影響により、ジェネリック医薬品軽減額通知は令和4年2月のみ実施予定。

・お薬手帳利用促進通知事業

過去1年間に6回以上処方を受けている方で、お薬手帳持参率が30%未満の方を対象に、お薬手帳の利用を促す通知を送付。9月30日、7,483名に発送。

・上手な医療のかかり方の普及・啓発

位置情報を利用したWEB広報 (バナー広告、YouTube広告) を実施。(令和3年11月～12月、令和4年2月～3月)

■背景・事業の現状等

兵庫支部の調査研究事業について

- ・協会けんぽの保有するデータを活用し、各種分析を実施。
- ・ホームページ上での公開や、県や自治体との会議の場で発信している。医療情報の分析成果や各種保健事業等に関連する研究については、内外に広く発信するため、「日本産業衛生学会」や「日本公衆衛生学会」において発表。

令和3年度 これまでの取り組み

【1】兵庫支部加入者・医療費基本情報分析（令和2年度版）

- ・レセプトデータから、平成28年度から令和2年度の医療費総額の推移、年齢階級別医療費の構成比や傷病別医療費、一人当たり医療費の伸び率の寄与度分析を行いホームページに掲載した。

【2】事業主（社長）の健康状態と健康経営の取り組みや業態との関連

- ・第80回日本公衆衛生学会総会（R3.12.21～R3.12.23）で発表

【3】血圧・血糖の受診勧奨対象者の3か月以内の受診率実態把握

- ・健診レセプトデータ分析により、血圧・血糖に関する受診勧奨対象者の健診後3か月以内の医療機関受診率を健診機関別、事業所別に集計。分析データをもとに、医療機関受診率の良い健診機関、事業所を中心にヒアリングを実施し、受診勧奨方法の好事例等を収集。

【4】レセプトを用いた職域がん検診の精度管理指標の算出方法の検討

※摂南大学小川教授との共同

■事業計画＜取組内容・目標＞

■調査研究の推進

《主な取組内容》

1. 支部調査研究事業の発表

事業名：社長の健康行動が従業員の健康に与える影響

・事業の概要

社長（事業主）個人の健診データを用い、健康経営の取り組みや業態による関連について分析。分析結果として、健康経営優良法人に認定されている事業所の社長は、比較的検査値の良さと関連しており、一部の業態の社長は検査値の悪さと関連していることが把握できた。第80回日本公衆衛生学会（令和3年12月）にて口演発表。令和4年度は社長と従業員の健康状態の相関分析をさらに進め、社長の生活習慣が従業員の生活習慣に与える影響を検討し、学会発表する。

2. 医療費の地域間格差の要因等の分析

・事業の概要

協会けんぽが保有するレセプトデータ、健診データ等を活用し、地域間格差の要因等について分析を行い、課題を検証するとともに、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

■ 事業計画 <取組内容・目標>

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

【主な重点施策】

- ◆ 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- ◆ O J Tを中心とした人材育成
- ◆ 本部支部間の連携及び内部統制の強化
- ◆ 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - **令和4年度KPI**：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20%以下**とする。

■ 左記に至る背景・事業の現状等

■ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合 **0%** (R3.10月時点)

	H30年度	R元年度	R2年度
兵庫支部	19.0%	14.3%	4.8%
全国平均	26.8%	26.2%	15.5%

■ O J Tを中心とした人材育成

- ・4月採用新入職員に対するOJTの実施（4～9月）
- ・グループ長補佐・専門職に対する「マネジメント強化研修」の実施（7月）
- ・CS向上を目的とした「電話対応における接客研修」の実施（7月）

■ コンプライアンスの徹底、個人情報保護等に対するリスク管理

- ・コンプライアンス委員会の開催（4・6月）
- ・個人情報保護管理委員会の開催（4・9月）

■ 事業計画達成に向けた具体的な施策

■ 人事制度の適正な運用、O J Tを中心とした人材育成

- ・管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。
- ・支部内研修の実施。新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、計画的かつ継続的なO J T研修を実施。
- ・日本年金機構と協働した研修の実施。
- ・次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた、支部の人員配置状況の検証。

■ コンプライアンスの徹底、個人情報保護等に対するリスク管理

- ・コンプライアンス委員会及び個人情報保護管理委員会の定期的な開催。コンプライアンス、セキュリティの自己点検の実施。
- ・ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、新たに設置した外部相談窓口の周知・浸透。

■ 本部支部間の連携強化、内部統制の強化

■ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

一者応札案件の減少に努めるため、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取等、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。一者応札となった案件については、アンケート調査等を通じて改善につなげる。